



平成 27 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 萩原工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 萩原 邦章
(コード番号：7856 東証第一部)
問合せ先 執行役員事業支援部門長 吉田 淳一
(TEL. 086-440-0860)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 8 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社の利益配分に関する基本的な考え方は、収益状況に対応した上で、株主還元の充実を図り、業績の推移及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。また、一方では企業体質の強化及び業容の拡大に備えて内部留保を充実させることも目標としております。この内部留保につきましても、業界内部における競争激化に対処し、コスト競争力を高めるための設備投資等の資金需要に備えるためであり、将来的には収益の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。当社は、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるべく、中間配当及び期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は「取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨、また、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、機動的な資本政策等を可能とするため、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

かかる状況下、平成 27 年 3 月上旬頃、当社の主要株主である筆頭株主の萩原株式会社（本日現在の所有株式数：927,700 株。当社の発行済株式総数 7,448,800 株に対する所有株式数の割合：12.45%（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。））から、所有する当社普通株式の一部を売却する意向である旨の連絡を受けました。本日現在、萩原株式会社は、主にオリジナル家具、畳製品、敷物等の製造・販売を行っており、当社代表取締役社長である萩原邦章氏の実兄である萩原賦一氏が代表取締役会長を務め、同氏が発行済株式総数の約 37% を直接所有する会社です。一方で、当社代表取締役社長の萩原邦章氏は、萩原株式会社の役員を兼務しておらず、萩原株式会社への出資を一切行っていません。従って、当社代表取締役社長である萩原邦章氏と萩原株式会社はお互いに独立した関係にあり、重要な利害関係はございません。

当社は萩原株式会社からの当社普通株式に関する売却意向を受けて、一時的にまとまった株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を鑑みて、平成 27 年 3 月上旬から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始しました。その結果、当社が自己株式として取得することは、1 株当たり当期純利益（EPS）及び株主資本利益率（ROE）などの資本効率の向上へとつながり、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態に大きな影響を与えないこと、自己株式の取得は株主の皆様への利益還元へ資すると判断するに至りました。自己株式の具体的な取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から

検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断しました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を決定するにあたっては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。さらに、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益に配慮し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが妥当であると判断しました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。なお、本公開買付けの決済に要する資金468,000,000円については、自己資金を充当する予定ですが、当社が平成27年6月8日に公表した平成27年10月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成27年4月30日現在の連結ベースの現金及び預金の残高が4,448,311千円であること、さらに事業から生みだされるキャッシュ・フローについても今後蓄積していくことが見込まれるため、本公開買付け後も、当社の財務の健全性や安定性を維持できるものと考えております。

上記の検討を踏まえ、当社は、平成27年5月下旬に、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年6月8日の前営業日（同年6月5日）までの過去3ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%程度ディスカウントした金額で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について萩原株式会社に対して打診したところ、萩原株式会社の所有株式の一部である210,000株（所有割合：2.82%）を応募する旨の回答を得られました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成27年6月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することについて、当社の取締役6名の全員一致により決議しました。

かかる取締役会において、当社の監査役（3名）は、当社が本公開買付けを行うことに関して全員一致で異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社は、萩原株式会社より、本公開買付けに応募しない当社普通株式（717,700株、所有割合：9.64%）については、萩原株式会社が継続的に保有する意向である旨の説明を受けております。萩原株式会社は、平成27年4月30日現在、当社の総株主の議決権の数（74,412個）に対して12.47%（小数点以下第三位を四捨五入）の議決権（9,277個）を所有し、本日現在において当社の主要株主である筆頭株主に該当しておりますが、萩原株式会社が本公開買付けに当社普通株式の一部である210,000株を応募し当社が当該応募株式を買付けた場合には、本公開買付け後において萩原株式会社は当社の主要株主に該当しないこととなり、主要株主の異動が生じる予定です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成27年6月8日開示）

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	250,100株（上限）	468,187,200円（上限）

(注1) 発行済株式総数 7,448,800株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 3.36%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成27年6月9日（火曜日）から平成27年7月31日（金曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成27年6月8日（月曜日）
----------	----------------

② 公開買付開始公告日	平成 27 年 6 月 9 日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成 27 年 6 月 9 日（火曜日）
④ 買付け等の期間	平成 27 年 6 月 9 日（火曜日）から 平成 27 年 7 月 6 日（月曜日）まで（20 営業日）

(2) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 1,872 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した平成27年6月8日の取締役会決議日の前営業日（同年6月5日）の当社普通株式の終値2,289円、並びに同年6月5日までの過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（過去1ヶ月間：2,125円、過去3ヶ月間：2,081円（小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じ。））を参考にいたしました。

さらに、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益に配慮し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが妥当であると判断しました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。

上記の検討を踏まえ、当社は、平成27年5月下旬に、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年6月8日の前営業日（同年6月5日）までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%程度ディスカウントした金額で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について萩原株式会社に対して打診したところ、萩原株式会社の所有株式の一部である210,000株（所有割合：2.82%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成27年6月8日開催の取締役会において本公開買付価格を本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日である平成27年6月5日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,081円に対して10%ディスカウントした1,872円（小数点以下を切捨て）とすることに決定しました。

本公開買付価格である1,872円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年6月8日の前営業日（同年6月5日）の当社普通株式の終値2,289円から18.22%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同じ。）、同年6月5日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,125円から11.91%、同年6月5日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,081円から10.04%、それぞれディスカウントした金額となります。

②算定の経緯

当社の利益配分に関する基本的な考え方は、収益状況に対応した上で、株主還元の実現を図り、業績の推移及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。また、一方では企業体質の強化及び業容の拡大に備えて内部留保を充実させることも目標としております。この内部留保につきましては、業界内部における競争激化に対処し、コスト競争力を高めるための設備投資等の資金需要に備えるためであり、将来的には収益の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。当社は、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるべく、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

かかる状況下、平成27年3月上旬頃、当社の主要株主である筆頭株主の萩原株式会社（本日現在の所有株式数：927,700株。所有割合：12.45%）から、所有する当社普通株式の一部を売却する意向である旨の連絡を受けました。

当社は萩原株式会社からの当社普通株式に関する売却意向を受けて、一時的にまとまった株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を鑑みて、平成27年3月上旬から、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始しました。その結果、当社が自己株式として取得することは、1株当たり当期純利益（EPS）及び株主資本利益率（ROE）などの資本効率の向上へとつながり、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態に大きな影響を与えないこと、自己株式の取得は株主の皆様への利益還元に資すると判断するに至りました。自己株式の具体的な取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断しました。また、本公開買付け価格を決定するにあたっては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。さらに、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益に配慮し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買付けることが妥当であると判断しました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。

上記の検討を踏まえ、当社は、平成27年5月下旬に、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年6月8日の前営業日（同年6月5日）までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%程度ディスカウントした金額で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について萩原株式会社に対して打診したところ、萩原株式会社の所有株式の一部である210,000株（所有割合：2.82%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成27年6月8日開催の取締役会において本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日である平成27年6月5日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,081円に対して10%ディスカウントした1,872円とすることに決定しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	250,000株	—	250,000株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（250,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（250,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 3.36%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金 491,500,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金（468,000,000円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- ② 決済の開始日 平成27年7月29日(水曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※)税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ)個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行法人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ)法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

- (ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、平成27年5月下旬に、本公開買付けを実施した場合の応募の可否について萩原株式会社に対して打診したところ、萩原株式会社の所有株式の一部である210,000株(所有割合:2.82%)を応募する旨の回答を得られました。なお、当社は、萩原株式会社より、本公開買付けに応募しない当社普通株式(717,700株、所有割合:9.64%)については、萩原株式会社が継続的に保有する意向である旨の説明を受けております。

③ 当社は、平成27年6月8日に「平成27年10月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の第2四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成27年10月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(平成26年11月1日～平成27年4月30日)

(イ) 損益の状況 (連結)

会計期間	平成27年10月期 (第53期第2四半期連結累計期間)
売上高	10,997,269千円
売上原価	8,074,842千円
販売費及び一般管理費	1,774,017千円
営業外収益	102,313千円
営業外費用	53,802千円
四半期純利益	723,069千円

(ロ) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	平成27年10月期 (第53期第2四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	97.13円
1株当たり配当額	20.00円
1株当たり純資産額	—

(ご参考) 平成27年5月31日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 7,443,755 株
自己株式数 5,045 株

以 上



平成 27 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 萩原工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 萩原 邦章
(コード番号：7856 東証第一部)
問合せ先 執行役員事業支援部門長 吉田 淳一
(TEL. 086-440-0860)

(訂正)「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」

当社は、平成 27 年 6 月 8 日に「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」(以下「本プレスリリース」といいます。)を公表いたしましたが、本プレスリリースの内容に関し、一部訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正の内容

訂正箇所 本プレスリリースの 7 ページ

3. 買付け等の概要

(7) その他

③ 平成 27 年 10 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(ロ) 1 株当たりの状況 (連結)

【訂正前】

会計期間	平成27年10月期 (第53期第2四半期連結累計期間)
1 株当たり四半期純利益	97.13円
1 株当たり配当額	20.00円
1 株当たり純資産額	—

【訂正後】

会計期間	平成27年10月期 (第53期第2四半期連結累計期間)
1 株当たり四半期純利益	97.14円
1 株当たり配当額	20.00円
1 株当たり純資産額	—

以 上